

湖南広域行政組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、管理者から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年8月26日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄
湖南広域行政組合監査委員 立入三千男

【定期監査】

令和2年3月19日告示分

監査対象：救急医療事務局

意見・指摘事項	措置状況等
現金取扱い手順書とその運用状況について確認したところ、年度初め等に釣銭を会計管理者あてに請求し、それを保管、運用しているが、現金保管請求書の決裁文書がなかったため、事務局職員が請求にかかる起案文書を作成し、事務局長が決裁をしたうえで請求するという事務を徹底すること。	湖南広域行政組合会計規則第73条の2に基づき、事務局職員により現金返還届出書（令和2年度分）及び現金保管換請求書（令和3年度分）を作成し、事務局長の決裁を経て、公印押印後、会計管理者へ釣銭の返還と請求を実施しました。
診療日翌日に、使用料及び手数料を出納室へ引継ぐ際並びに釣銭を受領、返還した際の証拠書類（救急医療事務局職員と出納室の担当者名、金額、日付が記載された書類）が整備されていなかったため、現金の受領、返還時の記録関係書類を整備し、適正な事務の取扱いに努めること。また、組合において、出納室と現金の受渡しをしている他の所属に対しても同様に取扱うこと。	使用料及び手数料を出納室へ引き継ぐ際の証拠書類として、現金等収受記録簿（日付、現金等の種類、金額、件名、取扱者、受領者を記録する簿冊）を新たに作成し、必要事項を記載し、押印の対応をしました。 また、組合の所属のうち、現金の受渡しがある所属毎に、同様の現金等収受記録簿を作成し、運用しています。